さいたま市告示第１７２３号

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱（平成１３年さいたま市告示第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象者） 第２条　事業の対象者は、次に掲げる者で、家族等が寝具乾燥を行うことが困難なものとする。 ⑴　市内に居住する６５歳以上の者であって、次の要件のいずれにも該当するもの ア～エ　［略］ オ　介護保険施設（介護保険法第８条第２４項に規定する介護保険施設をいう。）、特定地域介護保険施設（同項に規定する特定地域介護保険施設をいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設（同条第２１項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に入所していないこと。 カ　［略］ ⑵　［略］	（対象者） 第２条　事業の対象者は、次に掲げる者で、家族等が寝具乾燥を行うことが困難なものとする。 ⑴　市内に居住する６５歳以上の者であって、次の要件のいずれにも該当するもの ア～エ　［略］ オ　介護保険施設（介護保険法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設（同条第２２項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に入所していないこと。 カ　［略］ ⑵　［略］

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。